

よくある質問・回答

1. 入札手続き、入札額の積算に関すること

質問 1-1 入札書に記載する日付に指定はありますか。

回答 1-1 入札日（令和 7 年 12 月 11 日）としてください。

質問 1-2 入札書と積算内訳書に割印、ホチキス留めなどの指定はありますか。

回答 1-2 割印、ホチキス留めは不要です。入札書は A 4、積算内訳書は A 3 用紙に印刷のうえ、それぞれ別の内封筒に入れてください。

質問 1-3 入札額算定時の各計算過程における端数処理について、指定はありますか。

回答 1-3 今回の入札では、専用の積算内訳書（様式 9）を使っていただきます。

そこに予め全ての条件を入力してありますので、基本的に「各単価（黄色のセル）」のみを入力していただければ、結構です。

積算内訳書（様式 9）の積算額と入札額が一致しない場合、入札の条件に違反したものとみなし、その入札書を無効とします。

開札時には、各単価をもとに検算します。

2. 電気料金の算定に関すること

質問 2-1 料金の算定における端数処理について、弊社独自の方法とすることは可能ですか。

回答 2-1 契約後の実際の電気料金の算定においては、電力供給条件仕様書 3 その他(3) の定めにより、電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとします。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入します。

イ 使用電力量の単位は 1 キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入します。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その小数点以下を切り捨てます。

エ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入します。

また、十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準条件により、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

別紙 1 に計算式をお示しします。原則、この計算式のとおり算定してください。

質問 2-2 弊社独自の算定方法に基づき、燃料費等調整額を算出することは可能ですか。

回答 2-2 不可です。燃料費等調整額については、十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件（令和 7 年 11 月 13 日現在のもの）によります。

3. 検針、請求、支払に関すること

質問 3-1 各施設の現在の計量日を教えてください。

回答 3-1 全施設、毎月 1 日です。

質問 3-2 施設内に入居している企業等に対して、個別に請求書を発行する必要がありますか。
（自動販売機、売店等）

回答 3-2 請求書は、入居者別に分ける必要はありません。

質問 3-3 複数施設を合算して請求する必要がありますか。

回答 3-3 請求書は、施設別に発行してください。

質問 3-4 紙請求書を廃止し、電子請求書による請求は可能ですか。

回答 3-4 請求書の電子化については差し支えありません。
ただし、専用 Web ページ等でダウンロードする形式の場合は、請求書を掲載した際にメール等で掲載の旨通知してください。

質問 3-5 検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）の通知は、専用 Web ページに掲載する形式でも可能ですか。

回答 3-5 可能です。

質問 3-6 契約書第 6 条及び第 8 条にて、受注者が使用電力量等を算定し、検査に合格後、電気料金を請求できる旨の記載がありますが、請求書と同時に発行する利用内訳をもって使用電力量等の報告に代えることは可能ですか。

回答 3-6 差し支えありません。

質問 3-7 毎月の料金の支払日を教えてください。

回答 3-7 支払いは、請求書の受領日から 30 日以内としています。
なお、実際の支払日は、請求書の受領日から約 2 週間後です。

質問 3-8 毎月の料金の支払方法を教えてください。

回答 3-8 支払方法は、振込です。

なお、一通の請求書に対して、複数回に分けて振込する場合があります。

4. 施設設備等に関すること

質問 4-1 各施設について、自動検針装置（スマートメーター）はついていますか。

回答 4-1 全施設、ついています。

質問 4-2 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。

回答 4-2 該当の施設はありません。

質問 4-3 今回の入札について、融雪用電力の契約は、主契約とは別に契約していますか。

回答 4-3 融雪用電力の契約はありません。（主契約の電力を融雪にも使用します。）

質問 4-4 融雪設備等は設置されていますか。

回答 4-4 ロードヒーター等を設置している場合があります。

お見積りに必要でしたら、詳しくお問い合わせください。

質問 4-5 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設はありますか。

回答 4-5 該当の施設はありません。

質問 4-6 予備送電はありますか。

質問 4-6 全施設、ありません。

5. 開札、落札、契約後の手続きに関すること

質問 5-1 開札結果について、公開方法を教えてください。

回答 5-1 ホームページで開札の翌日までに公開します。

<https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/somubu/zaiseika/1/gyomu/1479716514112.html>

公開内容は、同じく掲載してある「令和7年度分入札結果」と同程度です。

このほか、落札者にのみ、電話・メール等で開札の当日または翌日に通知します。

質問 5-2 十日町市管内の一般電気事業者による制度等の変更がおこなわれた場合、世界情勢や金融、燃料費変動によって入札時と状況が変化したことにより、協議に応じていただくことは可能ですか。

回答 5-2 電力供給条件仕様書において「力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による」としておりますので、これに変更がある場合は、当然に協議が必要になると認識しています。ただし、燃料等調整額の算定については、電力供給条件仕様書に記載のとおり、契約期間中に当該標準供給条件が変更された場合でも令和 7 年 11 月 13 日現在の標準供給条件を適用するものとします。

また、「入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は落札者が負担する」としておりますので、燃料価格・電力価格の高騰、容量拠出金による負担増などを理由として、燃料費等調整額以上の料金の積み増しを求められた場合、協議をお断りすることがあります。

質問 5-3 弊社が落札した場合、弊社の様式により契約書を交わしていただくことは可能ですか。

回答 5-3 十日町市財務規則と電力供給条件仕様書を遵守した内容であれば、可能です。

質問 5-4 落札後に、最新請求書 1 か月分の写しを提供いただくことは可能ですか。

回答 5-4 対応します。

質問 5-5 落札後に、直近 1 年間分の 30 分値データを提供いただくことは可能ですか。

回答 5-5 対応します。

■電気料金の計算式

$$\text{電気料金} = [\text{基本料金単価} \times \text{契約電力}^{\ast 1} \times \text{力率修正率}^{\ast 2} + \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}^{\ast 3} \pm \text{燃料費等調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}^{\ast 4}]^{\ast 5}$$

※1 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。

※2 力率修正率＝100％＋（85％－平均力率）
力率の単位は1％とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。

※3 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入します。

※4 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

※5 [] は、ガウス記号（小数点以下切り捨て）を意味します。